

四日市市立教育集会所運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第3号

四日市市立教育集会所運営規則の一部を改正する規則

四日市市立教育集会所運営規則（昭和48年四日市市教委規則第9号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（費用の徴収）</p> <p>第5条 集会所を本来の業務以外の目的で使用するときは、次に定める金額を徴収する。</p> <p>集会室</p> <p>午前9時から正午まで 220円</p> <p>午後1時から午後5時まで <u>330</u></p> <p>円</p> <p>午後5時30分から午後9時まで</p> <p><u>440</u>円</p> <p>2 (略)</p> | <p>（費用の徴収）</p> <p>第5条 集会所を本来の業務以外の目的で使用するときは、次に定める金額を徴収する。</p> <p>集会室</p> <p>午前9時から正午まで 220円</p> <p>午後1時から午後5時まで <u>320</u></p> <p>円</p> <p>午後5時30分から午後9時まで</p> <p><u>430</u>円</p> <p>2 (略)</p> |

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の四日市市立教育集会所運営規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う四日市市立教育集会所の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う四日市市立教育集会所の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。